ソフトウェア使用許諾契約書

お客様へのお願い
密封パッケージ中のソフトウェアは、お客様が本契約の条項についてセイコーエプソン株式会社（以下「当社」といいます）と同意することを条件にその使用を許諾されます。
契約書を注意深くお読みください。お客様がこのパッケージを開封された場合には、本契約に同意されたものとみなします。もし、本契約の条項を承諾いただけない場合には、未開封のまま速やかにお客様が購入された販売店に返却してください。

もし、本契約に同意いただける場合は、当社はお客様に対し同封のPostScript™ソフトウェア（以下「ソフトウェア」といいます）、コード化されたフォント・プログラム（以下「コード化フォント・プログラム」といいます）、Adobe Type Managerおよび資料を使用する非独占的使用権を許諾します。ソフトウェア、コード化フォント・プログラム、Adobe Type Managerおよび資料は、本契約中においては「許諾対象物」と呼ばれます。

1. 所有権

許諾対象物の所有権は、当社および/またはそのソフトウェア供給業者のみに帰属します。許諾料を支払いパッケージを開封することにより、お客様は許諾対象物の所有者ではなく、本契約の条項に従って許諾対象物を使用する権利のみを与えられます。

2. 使用権の許諾

当社はお客様に対して、当社の一台のプリンタ上で英文字、番号、文字および記号（以下「タイプフェイス」といいます）のウェイト、スタイル、種類を再生することを目的として、当社がカリフォルニア州の会社であるアドビシステムズ社（住所：1585 Charleston Road, Mountain View, California 94039-7900/以下「アドビ」といいます）から提供されたソフトウェアおよびコード化フォント・プログラムにデジタルコード化された機械により読み取り可能なアウトラインデータ（以下「フォント・プログラム」といいます）を使用したり、コード化フォント・プログラムおよび当該プログラムにより再生されたタイプフェイスを特定するために当社が用いる商標を使用する非独占的な権利を許諾します。

3. 契約期間

当契約は、お客様がパッケージを開封された当日から有効となります。当契約は、お客様が許諾対象物とあらゆる形式のその複製物を全て破棄することによりいつでも終了させることができます。また、お客様が当契約の条項に違反した場合も終了します。

4. 譲渡についての制限

お客様は、第三者に対してその第三者が当契約の条項に同意し、お客様が許諾対象物の全ての複製をその第三者に譲渡するか、またはそれらのうち移転の対象とならないものを破棄することを条件に、ソフトウェアを第三者に永久的に譲渡できます。

5. 許諾対象物の複製または変更についての制限

お客様は、許諾対象物を改造/修正、逆アセンブル、分解または電子的に移転させたり、許諾対象物を他のコンピュータ言語に翻訳したりしないことに同意します。
お客様は、アドビから供給されたPostScriptインタープリタを登載する当社のプリンター一台上で使用するためにAdobe Type ManagerとRomanコード化フォント・プログラムを5台のコンピュータまで複製し使用できます。
お客様は、Adobe Type Managerやコード化フォント・プログラムのコピーに、それらにあらわれるのと同じ所有権の表示を含むことに同意します。

6. 当社の責任

当社は、お客様がソフトウェアを使用することによって発生した直接的、間接的もしくは波及効果による損害、データ・プログラムその他無体財産に対する損害、使用利益および得べかりし利益の喪失等に対して一切責任を負わないものとします。
当社が上記以外の損失について責任を負ういかなる場合においても、当社の責任は使用者がソフトウェアの許諾料として当社に支払った金額を越えないものとします。

7. 一般

許諾対象物上に記載される商標は、それらの所有者に帰属します。商標は、コード化フォント・プログラムによる印刷結果を特定するためにのみ使用できます。お客様が商標を使用になる場合は、商標の所有者の名称の識別を含む適正と認められる使用方法を遵守して使用されなければなりません。

8. 通知

お客様は、当契約がここで許諾するソフトウェア、フォント・プログラム、コード化フォント・プログラム、タイプフェイス及び商標をお客様が使用になることに関して規定する限りにおいて、アドビが第三者利益享受者であることを認識したものとみなします。このような規定は、当社に加えてアドビの利益のために明示されたものであります。お客様は、日本国政府または米国政府による適正な許可なくソフトウェア、またはコード化フォント・プログラムを輸出または再輸出してはなりません。
上記の場合以外には、当契約はお客様に対して許諾対象物に関する知的所有権中のまたはそれに対するいかなる権利（許諾、所有、またはその他の手段による）をも付与するものではありません。

Notice to Government End Users: The Software is a "commercial item," as that term is defined at 48 C.F.R. 2.101 (Oct 1995), consisting of "commercial computer software" and "commercial computer software documentation, " as such terms are used in 48 C.F.R. 12.212 (Sept 1995).
Consistent with 48 C.F.R. 12.212 and 48 C.F.R. 227.7202-1 through 227.72024 (June 1995), all U.S. Government End Users acquire the Software with only those rights set forth herein.

Printed in Japan 1998.xx

4009726
S01-00